

令和6年度

ふくい

業務改善・賃上げ応援事業

(B)

奨励金

事業場内最低賃金を全国平均
以上に引き上げた場合

対象となる労働者1人あたり 10万円

最大 100万円 支給



支給対象

以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です

詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの期間に
交付決定通知を受けている事業者

事業場内最低賃金を全国平均※以上に
引き上げた事業者

- ※
- (1)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日前
⇒全国平均額 1,004円
- (2)賃金引上げ日が令和6年度最低賃金全国平均額の公表日以後
⇒公表後の最低賃金全国平均額

「社員ファースト企業」宣言の登録

「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>



「パートナーシップ構築宣言」の登録

<https://www.biz-partnership.jp/>



申請期限

令和7年3月10日(月)

予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

提出書類

<申請時>

- 国の「業務改善助成金」の
事業実施計画書の写し
 - (B)支給申請書兼請求書(様式1)
 - その他添付書類※
- ※その他添付書類については県HPをご確認ください

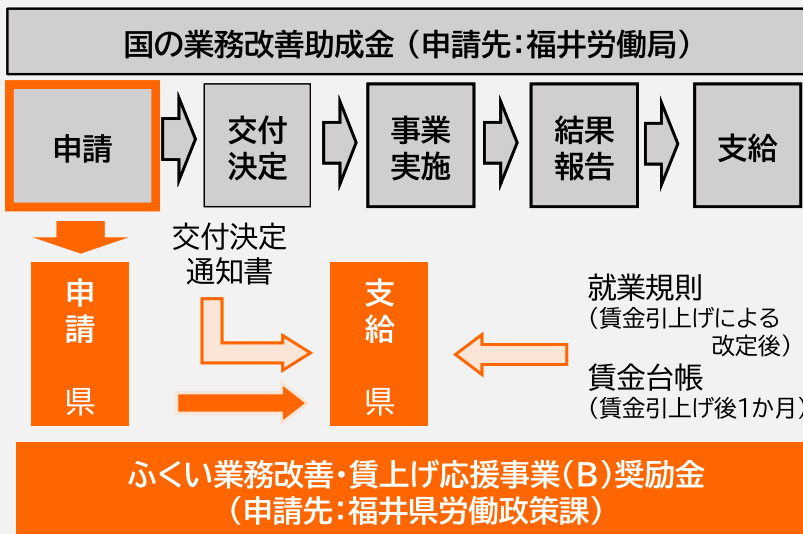
<国の交付決定通知書受領後>

- 国の「業務改善助成金」の
交付決定通知書の写し

<賃金引上げ後>

- 賃金引上げによる改定後の就業規則
- 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ



Information
お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648
E-Mail:rousei@pref.fukui.lg.jp



「福井県ホームページ」